

公益財団法人新潟県市町村振興協会評議員及び役員の費用
弁償に関する規程

平成24年5月26日

規程第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県市町村振興協会定款第13条第2項及び第27条第2項の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(費用の弁償)

第2条 役員等が、この法人の評議員会又は理事会に出席したとき及び監事が監事の職務に従事したときは、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、交通実費の額とする。

(支給方法)

第3条 会議に出席する都度、現金により支給する。

2 前項の規定にかかわらず、自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(委任)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人新潟県市町村振興協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から適用する。